

【Ⅱ－２ 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組－⑮】

⑮ リハビリテーションに係る 医療・介護・障害福祉サービス連携の推進

第1 基本的な考え方

医療保険のリハビリテーションと障害福祉サービスである自立訓練（機能訓練）の円滑な移行を推進する観点から、医療保険のリハビリテーションを提供する病院・診療所が基準該当サービスの提供施設として指定が可能となったことを踏まえ、病院・診療所が自立訓練（機能訓練）を提供する際の疾患別リハビリテーション料等に係る要件を見直す。

第2 具体的な内容

医療保険の疾患別リハビリテーションと障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）を同時に実施する場合について、施設基準を緩和する。

改 定 案	現 行
<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p> <p>[施設基準]</p> <p>第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)</p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからエまでを全て満たしていること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 次の(イ)又は(ロ)の要件を満たす場合であって、アからウまでの専従の従事者が疾患別リハビリテーションを提供すべき患者がいない時間帯には、脳血管疾患等リハビリテーションの実施時間中であっても、当該専従の従事者が、当該保険医療機関が行う通所リハビ</p>	<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料】</p> <p>[施設基準]</p> <p>第40 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)</p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次のアからエまでを全て満たしていること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 次の(イ)又は(ロ)の要件を満たす場合であって、アからウまでの専従の従事者が疾患別リハビリテーションを提供すべき患者がいない時間帯には、脳血管疾患等リハビリテーションの実施時間中であっても、当該専従の従事者が、当該保険医療機関が行う通所リハビ</p>

<p><u>リテーション又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）（以下、「自立訓練（機能訓練）」という。）に従事しても差し支えない。</u></p> <p>(イ) 疾患別リハビリテーション料の施設基準における専従の従事者以外の全ての理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、介護保険のリハビリテーション、<u>自立訓練（機能訓練）</u>、その他疾患別リハビリテーション以外の業務に従事していること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該療法を行うために必要な施設及び器械・器具として、以下のものを具備していること。これらの器械等については、当該保険医療機関が、<u>指定通所リハビリテーション又は自立訓練（機能訓練）</u>を実施する場合であって、リハビリテーションの提供に支障が生じない場合に、指定通所リハビリテーション事業所又は<u>自立訓練（機能訓練）</u>の利用者が使用しても差し支えない。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) (2)のアからウまでの専従の従事者以外の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、疾患別リハビリテーションに従事している時間帯を</p>	<p>リテーションに従事しても差し支えない。</p> <p>(イ) 疾患別リハビリテーション料の施設基準における専従の従事者以外の全ての理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、介護保険のリハビリテーションその他疾患別リハビリテーション以外の業務に従事していること。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該療法を行うために必要な施設及び器械・器具として、以下のものを具備していること。これらの器械等については、当該保険医療機関が、<u>指定通所リハビリテーション</u>を実施する場合であって、リハビリテーションの提供に支障が生じない場合に、指定通所リハビリテーション事業所の利用者が使用しても差し支えない。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) (2)のアからウまでの専従の従事者以外の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、疾患別リハビリテーションに従事している時間帯を</p>
---	---

<p>除き、当該保険医療機関が行う通所リハビリテーション又は自立訓練（機能訓練）に従事可能であること。</p> <p>※ <u>廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、障害児（者）リハビリテーション料についても同様。</u></p>	<p>除き、当該保険医療機関が行う通所リハビリテーションに従事可能であること。</p>
--	---